

いじめ防止基本方針

玉里学園義務教育学校

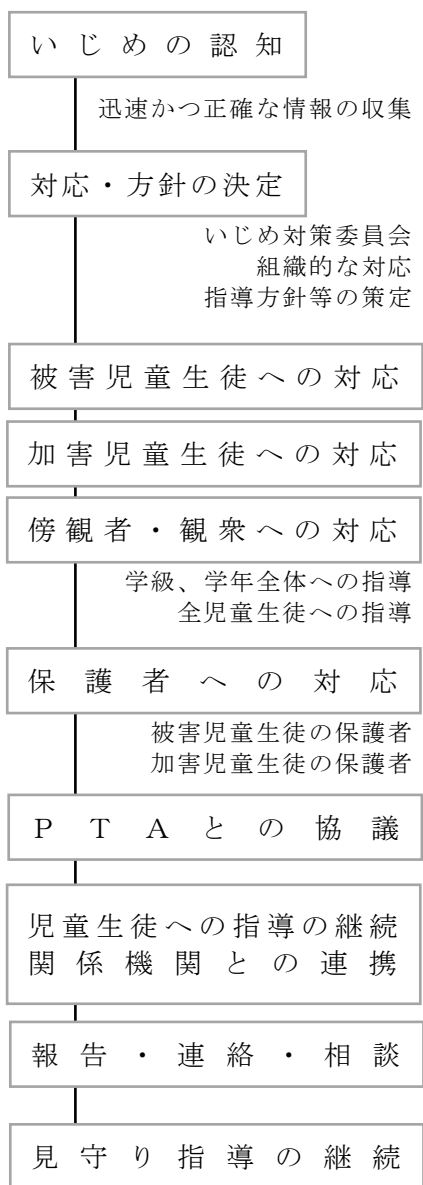
いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法総則より H25/9/28）

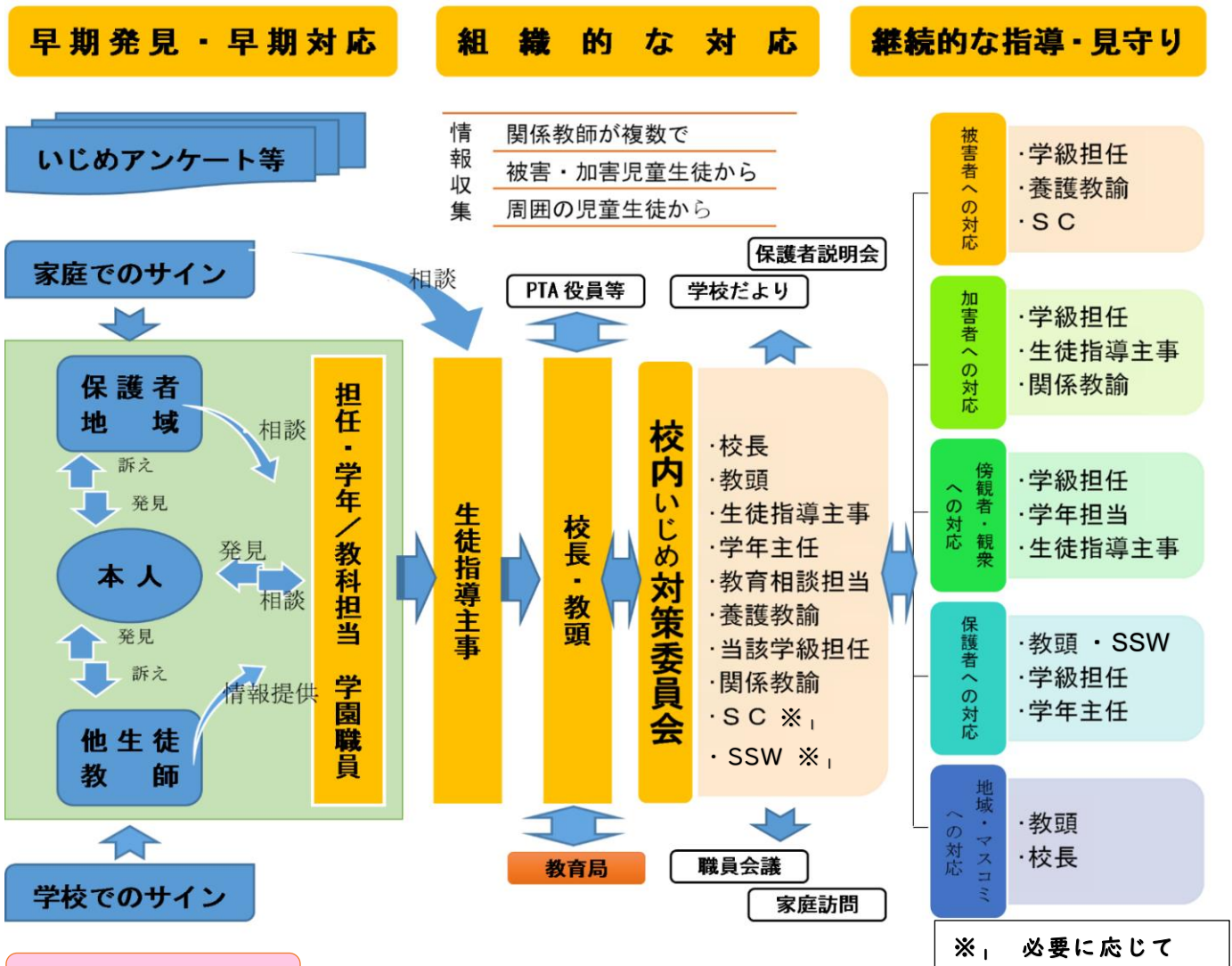
いじめの対応についての基本的認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること



- ① 「いじめ」の認知
 - ア 日常生活の観察やアンケート調査からの発見
 - イ 保護者からの訴え、連絡
 - ウ SC、SSW、養護教諭からの情報提供
- ② 認知後の対応
 - ア 担任及び学年職員が事実関係を把握
被害児童生徒の心情に配慮し、いじめの内容や時期、考えられる原因、加害児童生徒などを聞き取れる範囲で事実確認をする。生徒指導主事 → 教務、教頭 → 校長
 - イ 今後の対策について協議
校長指導の基、ケース会議を実施し検討する。
- ③ 被害児童生徒、加害児童生徒、傍観者への対応（指導）
 - ア 必要に応じて、学級や学年指導の実施
 - イ アンケート等で実態の把握
（担任、学年主任、生徒指導主事）
- ④ 保護者への対応
 - ア 被害児童生徒の保護者
 - ・ 事実とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明。また、今後の対応について協議し理解を得る。
 - イ 加害児童生徒の保護者
 - ・ 事実を説明し、今後の対応について理解と協力を得る。
- ⑤ 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。
（学級PTA、学年PTA、PTA運営委員会等）
- ⑥ 継続指導の実施
随時、指導経過を報告するとともに記録する。
担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭 → 教頭、校長
- ⑦ スクールカウンセラーの活用をはかる。
（担任、学年主任、生徒指導主事）

いじめの対応（全体図）



- ### 関係機関との連携
- 石岡警察署
 - 小美玉市（教育委員会・子ども課）
 - 児童相談所
 - 地域（民生委員児童委員、青少年相談員）

重大事態への対処

- いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- 1 発生報告
 - 2 実態把握
 - 3 被害者保護
 - 4 加害者対応
 - 5 調査結果報告
 - 6 市長への報告
 - 7 解消と再発防止
 - 8 同種事態の発生防止

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「小美玉市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「玉里学園義務教育学校いじめ防止対策基本方針（以下「玉里学園義務教育学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

本校では、「1. 児童生徒一人一人を大切にし、心身共に健やかな児童の育成をめざす。」「2. 児童生徒が楽しく意欲的に学校生活を送れるように、助言・援助・指導の充実を図る。」「3. 教職員間の情報交換を密にし、共通理解を図りながら学校で統一した指導体制の確立を図る。」の基本方針のもと、児童生徒に、「いじめをしない、させない」「いじめは、人として最低の行為である」という強い意識をもたせ、生徒指導にあたっております。

今後、この「玉里学園義務教育学校の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に關係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和6年4月

令和6年7月一部改訂

令和6年10月一部改訂

小美玉市立玉里学園義務教育学校長 水内 幸恵

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、また、いじめはいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの禁止

法第4条「児童等はいじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、またいじめはどの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- ② 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童生徒と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- ③ いじめの未然防止には、児童生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ④ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

- ⑤ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童生徒に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

(6) 「校内いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を設置する。

- ① 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事案に関わる担当職員。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加する。

- ② 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

- ③ 校長は委員会を総括し、委員会を代表する。

- ④ 委員会は次に上げる事務を所掌する。

ア 学園・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること

オ いじめの相談窓口として相談を受けること

カ 教職員研修の企画、立案に関すること

キ 児童生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること

- ⑤ 委員会は校長が招集する。

- ⑥ 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があつた場合、その都度「臨時会」とし招集する。

- ⑦ その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止のための取組

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通い合う人間関係の形成がいじめの防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

- ① 授業、学級活動や道徳の時間

児童生徒が友達と関わりながら、自らの行動を選択し、自己決定力(そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する力)を高め、いじめに向かわない態度を育成する。

また、意見の相違があっても互いを認め合いながら調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考え行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

ア 授業においては、言語活動を効果的に取り入れ、児童生徒同士が協働して活動する場を設け、児童生徒の自己有用感(他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚)を醸成し、共感的理解(その人そのものを理解すること)を深める。

イ 学級での話し合い活動や体験活動等を、児童生徒が主体的に取り組めるように工夫し、児童生徒同士の絆を深めて、かつ社会性を育み、いじめの起こりにくい学級の雰囲気をつくりだす。

- ウ 児童生徒の特性への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。
- ② 児童会・生徒会活動、学校行事並びに部活動
 - いじめに向かわない児童生徒を育成するため、児童生徒会活動、学校行事並びに部活動の中で、全ての児童生徒が主体的、かつ、積極的に参加できるような場面を設定し、児童生徒が他から認められる体験を通して、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。
また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。
 - ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。
 - イ 学校行事等を児童生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会・生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。
 - ウ 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することにより、向上心や協調する態度を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。
- ③ 教育相談と個別面談
 - 日頃から児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒が教職員に相談しやすい関係を構築する。
また、定期的に行う児童生徒との個別面談の実施や、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。
 - ア 日頃から担任や授業担当者が、児童生徒と気軽に話せる関係を築く。
 - イ 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
 - ウ いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童生徒の訴えを傾聴する。
 - エ 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
 - オ 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。
- ④ 教育活動全体を通して
 - 全ての教育活動を通して、児童生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例 以下のア～オ等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな変化であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童生徒へ個別に声かけや相談等、積極的な関わりをもち、的確に状況の把握をする。
 - ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
 - イ 朝の会等で、いつもより元気がない。
 - ウ 授業中のグループによる話し合い活動などで、他の児童生徒とあまり話さない。
 - エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多く見られるようになる。
 - オ 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォンやゲーム等に没頭する。
- ⑤ 児童生徒の主体的な活動
 - いじめの被害を受けている児童生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けことができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等、互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめ
 - インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

また、未然防止の取組みとして、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する等の実践的な取組みも必要である。

(2) 早期発見のための取組

教職員は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通して、児童生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな変化であってもいじめの可能性を払拭せず、早い段階から児童生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

① いじめアンケート調査、校内オンライン相談窓口の設置、いばらき「こころの健康観察」、生活アンケート、QUテスト、子供のサイン発見チェックリストの実施。

いじめアンケート調査を毎月実施し、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめ、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう話をする。

学校生活振り返りアンケートを毎月実施し、自分の生活の様子を振り返り、友だちに対する接し方（いじめ、乱暴な言葉遣いや態度など）がなかったかを自己反省させ、今後の生活の仕方に気を付けるように話をする。

子供のサイン発見チェックリストを年2回実施し、保護者の目から見た児童生徒の変化をとらえる。

アンケート調査の結果から気になる児童生徒については、担任又は学年の先生で個別面談等を実施し、早期解決に努める。

② 保護者との連携

学校での児童生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ相談しやすい関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、小美玉市教育委員会やいじめ悩み相談対応室など、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、随時、「いじめ防止対策委員会」の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。さらに、SCやSSW、医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題発生を防ぐと共に、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意する。

② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、小美玉市いじめ防止特別委員会と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導・対応する。一方で、治療的な意図のもと、加害者の心情を聞き、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SCやSSWを活用して適切な支援を実施する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

学級活動やSNSに関する講演会等を通して、児童生徒に対してインターネット上に、他人を誹謗中傷するような内容の文書の書込み、他人の写真（動画も含む）や個人情報の掲載、他人のパスワードからの書込み等をしないなどの指導を徹底する。

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。

⑤ 重大事態の調査と報告

いじめによる重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。市長が検証を行う必要があると認めた場合、学校は小美玉市のいじめ検証委員会に積極的に資料を提供するとともに、その検証の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(4) 人権感覚の育成を目指す取組

自分の大切さと共に他の人の大切さを認めることができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。児童生徒一人一人が、自らが一人の人間として大切にされているという実感をもつことができた時に、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。

人権教育に関わる知的理解を推進するためには、学校の教育課程を体系的に整備することが必要である。他方、人権感覚の育成には、そうしたカリキュラムの整備と共にいわゆる「隠れたカリキュラム」（「隠れたカリキュラム」とは、「教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄」を指す。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。）が重要である。

「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒は初めて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができる。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

このように、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくることを、学校・学級の中で取り組まなければならない。また、それだけでなく国・地域・家庭等のあらゆる場においてもそのような環境をつくる必要があることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要である。

さらに、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」ができるというこ

とが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを児童生徒が身に付けることができるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

- ・他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力や共感的に理解する力。
- ・考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能。
- ・自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだして、それを実現させる能力やそのための技能。

3 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「市の教育振興基本計画」の「基本方針1」や本校でのいじめ対応策について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等で聞き取り調査等を行い、児童生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

○ いじめの当事者となった児童生徒の保護者への対応

- ・被害児童生徒の保護者に対しては、いじめの事実が確認された場合、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、被害児童生徒を徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、学校の今後の対応について合意形成を図ること。

(2) 地域

校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

○ 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- ・学校と警察は、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- ・インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。
- ・学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行う。
- ・重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められ

る事案について警察へ相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものであること。

- 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化
 - ・学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底すること。その際、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意しておくこと。
- 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進
 - ・「学校いじめ防止対策基本方針」を各学校のホームページに掲載し、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明すること。
 - ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要であること。

(4) 学校以外の団体等

児童館や塾、社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

4 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

これまでのいじめ問題への対応策を共有するなど、実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種*の*いじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

5 重大事態とその対処

いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 重大事態の対応は事実関係が確定した段階で対応するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- 重大事態に該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である。保護者ではない。保護者から申立てがあったときは、設置者又は学校は、重大事態が発生したととらえて調査する。「重大事態ではない」と言って調査しないと言

うことはできない。

- 重大事態の調査の目的は、「いじめの事実の全容解明」と「当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止」である。

重大事態の調査実施前に、被害及び加害児童生徒保護者に以下の点（１～６）を説明する。

- 1 調査の目的・目標
- 2 調査主体（組織の構成、人選）
- 3 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- 4 調査事項・調査対象
- 5 調査方法
- 6 調査結果の報告す

※ 調査報告者がまとまったら、被害児童生徒保護者に説明する。加害者に説明することの確認をし、加害側に情報提供する。

児童生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対処を行う。

- (1) 発生報告
重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。第一報は教頭が行うものとする。
 - (2) 実態把握
当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
 - (3) 被害者保護
いじめの被害を受けた児童生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。
 - (4) 加害者対応
いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。
 - (5) 調査結果報告
調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
 - (6) 市長への報告
上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。
 - (7) 解消と再発防止
いじめの被害を受けた児童生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害児童生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。
 - (8) 同種事態の発生防止
当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。
- 重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える連携体制を構築する。
 - ・重大ないじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第２３条第６項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5つに関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

- (1) 未然防止の評価規準

- ① 児童生徒の自己指導能力を高めることができた。
 - ② 児童生徒の自己有用感を高めることができた。
 - ③ 児童生徒の規範意識を高めることができた。
 - ④ 児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
 - ⑤ 情報モラル教育を推進できた。
- (2) 早期発見の評価規準
- ① いじめの早期発見に努めることができた。
 - ② 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
 - ③ 複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知できた。
- (3) 早期解消の評価規準
- ① 被害者の心のケアができた。
 - ② 適切にいじめの事実を確認できた。
 - ③ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
 - ④ 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。（重大事態があった場合）
 - ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。
- (4) 関係機関との連携の評価規準
- ① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
 - ② 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
 - ③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
 - ④ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。
- (5) 教職員研修の評価規準
- ① 実践的研修を行うことができた。
 - ② 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
 - ③ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。